

月間所得が変動する者の扶養手当の 認定継続に係る確認方法

1 確認方法の概要	・・・・・・・・・・	1
2 具体的な確認方法	・・・・・・・・・・	3
3 質疑応答	・・・・・・・・・・	5

教職員課調整班学校給与グループ

1 確認方法の概要

- 平成25年度に、月間所得が変動する者の扶養手当の認定確認の取扱いを変更した。
 具体的には、一年目は勤務開始から3か月ごとにその間の所得実績合計の平均額で確認し、二年目以降は所得証明書で確認することとした。

年 数	確 認 方 法	確 認 時 期	算 定 対 象 月
勤務開始一年目	原則3か月ごとに給与支給明細書等で所得実績の平均額を確認	勤務開始時	勤務開始月の見込み額
		給与支給月	勤務開始月の実績額
		勤務開始から3か月後	勤務開始から3か月
		勤務開始から6か月後	勤務開始から6か月
		勤務開始から9か月後	勤務開始から9か月
		勤務開始から12か月後	勤務開始から12か月
勤務開始二年目以降	直近の所得証明書で確認	所得証明書が発行可能となり次第	前年1～12月

【確認方法イメージ図】

4月から月間所得が変動するパートを開始した場合

☆：確認時（見込み額）

★：確認時（実績額）

：確認時の算定対象月

：確認の結果、認定継続・認定取消となる期間

◆パターン①：1日採用・当月支給

判 定	1年目												2年目												3年目以降																																					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																										
1	☆	★																																																												
2			★																																																											
3							★																																																							
4										★																																																				
5												★																																																		

※1日採用の場合、初めの月から認定可能

3年目の確認時に認定取消となる場合は、確定申告の締切日を事実発生として取消

◆パターン②：月途中採用・当月支給

判定	1年目												2年目												3年目以降												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	☆																																				
2	★																																				
3																																					
4																																					
5																																					

※月途中採用のため、一次判定の結果を反映させるのは採用の翌月から。

◆パターン③：1日採用・翌月支給

判定	1年目												2年目												3年目以降												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	☆	★																																			
2																																					
3																																					
4																																					
5																																					

※二次判定の確認できる時期が遅れるため、1次判定による認定期間も延びる。

◆パターン④：月途中採用・翌月支給

判定	1年目												2年目												3年目以降												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	☆	★																																			
2																																					
3																																					
4																																					
5																																					

2 具体的な確認方法

(1) パート開始等の事実発生から1年間の確認方法について

パート開始等の事実発生時に1次判定として当該月の所得(見込額)が基準額(130万円の12分の1)以上かどうかで判定する。

以降、3か月後に2次判定として3か月の平均所得、6か月後に3次判定として6か月の平均所得、9か月後に4次判定として9か月の平均所得で判定する。

1年後に5次判定として1年目の所得で判定する。1年目の所得が130万円未満だった場合は、引き続き認定を継続することができる。

逆に、130万円以上だった場合は、認定を取り消す。

【確認方法の例】

平成27年4月3日から月間所得が変動するパートを開始

(単位:円)

	1次判定	4月	5月	6月	2次判定	7月	8月	9月	3次判定	10月	11月	12月	4次判定	1月	2月	3月	5次判定
扶養親族		90,000	100,000	90,000		100,000	90,000	100,000		90,000	100,000	90,000		100,000	90,000	100,000	
確認対象所得	4月見込額				4~6月の平均額				4~9月の平均額				4~12月の平均額				4~3月の合計額
確認結果	90,000	認定継続			93,333	認定継続			95,000	認定継続			94,444	認定継続			1,140,000

区分	確認時期	確認方法
1次判定	勤務開始時(4月)	勤務開始月の所得見込額により要件を確認。 給与支給月には、実績額を確認。
2次判定	勤務開始から3月後(6月)	4~6月の所得実績平均により要件を確認
3次判定	勤務開始から6月後(9月)	4~9月の所得実績平均により要件を確認
4次判定	勤務開始から9月後(12月)	4~12月の所得実績平均により要件を確認
5次判定	勤務開始から12月後(3月)	4月から3月の所得実績合計により要件を確認

(2) 1年経過後の確認方法について

直近の所得証明書で、年間所得が130万円以上かどうかを確認し、所得証明書の額が130万円以上だった場合は、当該所得年の確定申告最終日を事実発生日として認定を取り消す。

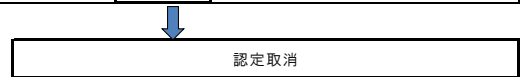
※ただし、所得が130万円以上となった原因が、職の変更等、届出を行うべき事由である場合は、その事実の発生日をもって認定を取り消す。

【確認方法の例】

4月3日から月間所得が変動するパートを開始

(単位:円)

区分	H27(1年目)			H28(2年目)												H29(3年目)													
	4~3月	5次判定	4月	5月	6月	確認	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	確認	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
扶養親族A																													
確認対象所得		4~3月の合計額				直近の所得証明書													直近の所得証明書										
確認結果		1,140,000	認定継続			1,002,000													1,400,000										

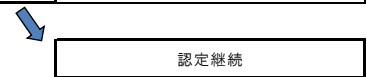


※この場合、H29年4月~6月は戻入となる。

2年目の確認時に直近の所得証明書(H27.1~12月分)の額が130万円以上であっても、その原因が1次判定(認定)前の所得(H27.1~3月分)が含まれていることである場合は継続して認定可能。

(単位:円)

区分	H27(1年目)			H28(2年目)												H29(3年目)													
	4~3月	5次判定	4月	5月	6月	確認	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	確認	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
扶養親族A																													
確認対象所得		4~3月の合計額				直近の所得証明書													直近の所得証明書										
確認結果		1,400,000	認定取消			1,450,000													1,100,000										



3年目(H29年)6月に届出があった場合、7月から手当支給可能。

【3年目の確認時における取扱い】

区分	130万円以上の場合	130万円未満の場合
確認時点で認定されている者	4月から認定不可	継続して認定可
確認時点で認定されていない者	引き続き認定不可	(届け出があった場合)7月から認定可

3 質疑応答

【1年目の確認中の状況変化】

問1 扶養親族として認定されている者がパートAを辞め、引き続きパートBを始めた場合、パートAの判定から引き続いて判定してもよいか。

答 1次判定から再度判定する。

職を変えたことで月間所得額が変わり、年間の所得額も変わってくる。2年目の認定は、1年目の判定で確認した年間所得を基にして判断するため、新たに判定しなおす必要がある。

問2 扶養親族として認定されている者がパートAをしていたが、新たにパートBも始めた場合、判定は引き続き行ってもよいか。

答 1次判定から再度判定する。

職を追加したことで月間所得額が変わり、年間の所得額も変わってくる。2年目の認定は、1年目の判定で確認した年間所得を基にして判断するため、新たに判定しなおす必要がある。

問3 扶養親族として認定されている者がパートを複数していたが、そのうちの一つを辞めた場合、判定は引き続き行ってもよいか。

答 1次判定から再度判定する。

職を辞めたことで月間所得額が変わり、年間の所得額も変わってくる。2年目の認定は、1年目の判定で確認した年間所得を基にして判断するため、新たに判定しなおす必要がある。

問4 今までは週2日・4時間/日勤務であったが、このたび雇用契約を変更し週3日・5時間/日勤務することにした。この場合、雇用契約変更前の判定から続けて判定をしてもよいか。

答 その事実が発生した時から、1次判定から再度判定する。

事実の発生により年間所得が変更するので、再度判定をし直し、1年間確認していく必要がある。

なお、雇用契約で勤務日数を減らす等、所得が明らかに減る場合も同様である。

問5 一度、雇用契約が切れたが、再度、同じ雇用主と同じ内容の雇用契約を結んだ。
この場合、雇用契約が切れる前の判定から続けて判定をしてもよいか。

答 再度、雇用契約を結んだ時点で1次判定から再度判定する。
※単なる期間延長の場合には、更新前の判定から続けて判定する。

問6 4月1日からパートを開始し、1次判定における判定所得が130万円の12分の1未満であったため、4月から扶養親族として認定を開始した。

その後、2次判定（6月）を経て、認定を継続していたが、8月に賞与が支給された。

この場合における処理はどうなるのか。

答 賞与については、その支給日以後の判定の際に、賞与も含めて平均月間所得を算出する。

問の事例では、9月の3次判定において、4月～9月分の例月給与の合計に賞与を加えた額を6で除し、平均月間所得を算出する。（4次判定以降も同様に賞与を加えて平均月間所得を算出する。）

判定	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	1次判定 ★					
2			2次判定 ★	○認定継続		
3						3次判定 ★
支給実績	例月 100,000円	例月 80,000円	例月 80,000円	例月 90,000円	例月 100,000円	例月 80,000円
					賞与130,000円	

【3次判定】

$$530,000 \text{ 円 (4月～9月の例月合計)} + 130,000 \text{ 円 (賞与)} = 660,000 \text{ 円}$$

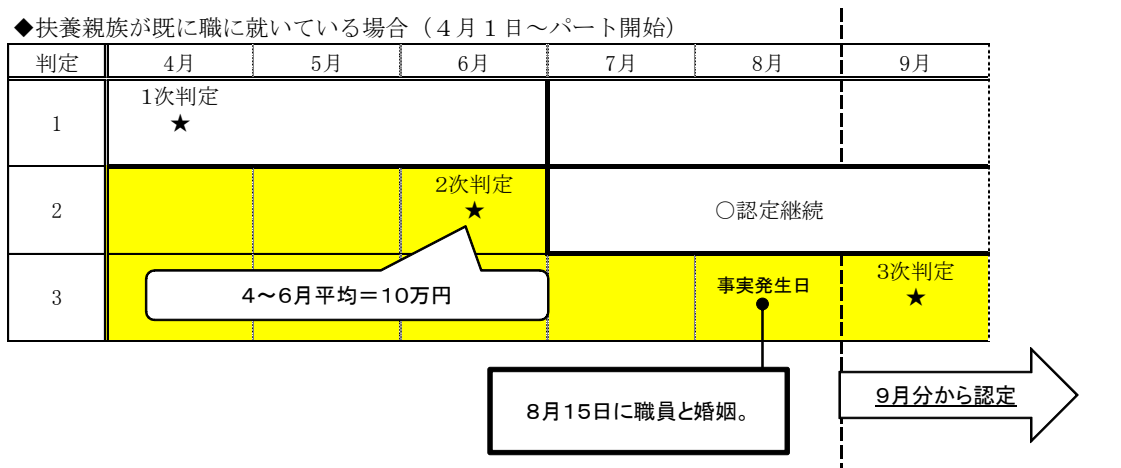
$$660,000 \text{ 円} \div 6 = 110,000 \text{ 円 (平均月間所得)} > 108,333 \text{ 円 (基準月間所得)}$$

→ 10月～12月 ×認定不可

問 7 4月1日からパートを開始した者が、8月15日に職員と婚姻した場合、いつから判定及び認定を行うのか。

答 パート開始時に遡って判定の時期を確認し、直近の判定時期において判定を行う。
(下図の事例でいえば2次判定から行う)。

判定の結果、婚姻時点において認定を開始できると判定された場合には、婚姻日を事実発生日として、その時から認定を開始することとなる。



問 8 平成26年4月からパートとして働く場合の具体的な認定手続きはどうなるのか。
任用期間：平成26年4月5日～平成27年3月31日 (報酬 翌月支給)

答 ● 1次判定

任用開始日において、向こう1年間の所得が130万円以上となるか否かを推定する。

年間所得が130万円以上となることが推定される場合には、扶養親族として認定できない。

次に、就職当月 (= 4月分) の所得見込により、1次判定を行う。

4月分の所得見込が130万円の12分の1未満であれば、4月5日を事実発生日として、5・6・7月について扶養親族として認定できる。(130万円の12分の1以上であれば、5・6・7月について扶養親族として認定できない。)

なお、5月になって、4月分の支給実績が確定した際に、当該実績が130万円の12分の1以上となっていた場合には、4月5日の事実発生日に遡って認定を取り消すこととなる。(5・6・7月の認定が不可となる。)

● 2次判定

7月になって、4・5・6月の3か月分の支給実績が確定した時点で、2次判定を行う。

4・5・6月の3か月の支給実績の平均額が130万円の12分の1未満であれば、8・9・10月について扶養親族として認定できる。

4・5・6月の3か月の支給実績の平均額が130万円の12分の1以上であれば、6月分の報酬支給日を事実発生日として、その時から認定を取り消す。(8・9・10月については認定できない。)

● 3次判定

その後、10月になって、4・5・6・7・8・9月の支給実績が確定した時点で、3次判定を行う。(2次判定と同様の方法で、11・12・1月の認定の可否を判定する。)

なお、2次判定で認定を取り消した場合も、4・5・6・7・8・9月の支給実績により3次判定を行う。(1次判定からではないことに注意。同じ職を継続している限り、引き続き判定を行う。)

● 4次判定

1月に過去4～12月分の支給実績をもって4次判定を行い、2・3・4月分の認定の可否を判定する。

【非常勤講師】

問 9 平成26年3月31日に非常勤講師(県雇用)の任用期間が切れ、平成26年4月5日から再び非常勤講師(県雇用)として任用された場合、平成26年4月については扶養親族として認定できるのか。(報酬 翌月支給)

答 まず前提として、非常勤講師の場合、毎年雇用契約を新たに結び勤務することとなるため年間所得での確認には移行せず、毎年1次判定から行う。

さらに、県雇用の非常勤に限り、3月31日に退職したとしても、その時点で4月以降も非常勤講師としての雇用が予定されている場合、(4月5日付けの任用であっても)4月1日付けの任用として取り扱う。

具体的には、4月分の所得見込が130万円の12分の1以上であれば、4月～7月は認定できない。(2次判定までは認定できない。)

4月分の所得見込が130万円の12分の1未満であれば、4月～7月は認定が可能。(2次判定までは認定可能。)

なお、あくまで県雇用の非常勤講師に限った取り扱いであることに留意すること。

※ 2次判定以降の扶養親族の認定については、前問を参考にすること。

※ 県の非常勤講師も他のパート等と同様、大前提として、はじめに向こう1年間の所得が130万円以上となるか否かを推定し、130万円以上と推定される場合は、扶養親族として認定できない。

【1年間の所得が130万円以上だった場合】

問10 5次判定で1年間の所得を確認した結果、年間所得が130万円以上の所得だった。この場合、翌年以降の扶養親族の認定はどうしたらよいか。

答 翌年1年間は認定できない。

1年間判定した結果、年間所得が130万円以上であれば、翌年も同程度の所得があると見込まれるためである。

なお、勤務の内容が変わらない場合、翌年以降の所得証明書で年間所得が130万円を超えないことが確認できれば、その時点から認定できる。(下図参照)

◇…所得証明(130万円未満)

H27												H28												H29												H30											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成27年4月パート開始																																															
年間実績 130万円以上 →												x												○												○											
																								◇ H28. 1月～12月の所得証明												◇ H29. 1月～12月の所得証明											

問11 1次判定から5次判定までの1年間の所得確認を経て所得証明書による年間所得の確認へと移行した。3年目に所得証明書で確認した際、130万円以上の所得だったことが判明した。この場合、扶養親族の認定はいつから取り消しとなるのか。また、再度の認定は可能か。

答 届け出るべき事由(職の変更等)があった場合は、その事実の発生した日をもって取り消しとなる。それ以外の場合は、当該所得年の確定申告の最終日を事実発生日として取り消しとする。(下図参照)

職等に変更がない場合、翌年以降の所得証明書で年間所得が130万円を超えないことが確認できれば、その時点から認定できる。

◆…所得証明(130万円以上) ◇…所得証明(130万円未満)

H27												H28												H29												H30																							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12												
平成27年4月パート開始																																																											
年間実績 130万円未満 →												○												x												x												○											
																								◆												◇																							
																								H28. 1月～12月の所得証明												H29. 1月～12月の所得証明																							

問 12 5次判定で1年間の所得を確認した結果、年間所得が130万円以上だったため、翌年1年間認定しないこととしたが、認定しないとした期間中に退職した場合には、認定はできるか。

答 退職した日の翌日を事実発生日として扶養親族として認定が可能である。
 退職した場合は所得がなくなり年間所得が130万円未満となるので認定することができる。所得証明書の所得が130万円以上だった場合、翌1年間認定できないが、退職等の事実が生じた場合にはその時点で改めて決定の可否を判断することとなる。

【その他】

問 13 1次判定から5次判定の間にある扶養親族がいる職員が異動した場合、異動後の所属ではどのように判定を継続すればよいか。

答 平成25年度の確認方法の変更に伴い、当該扶養親族の過去の支給実績等を確認する必要があるため、異動先所属は異動元所属から直近の判定根拠資料を引き継ぐ等、相互に連絡を取って判定すること。